

養父市新型コロナウイルス対策融資支援補助金の利用の流れ

補助金交付の申請の手続き

事業者 取扱金融機関へ融資の申込み

中小企業者等は、兵庫県融資制度を取り扱う金融機関又は日本政策金融公庫に融資の申込みをしてください。

【必要な書類】
必要な書類等については、取扱金融機関にお問い合わせください。

金融機関 融資の審査・実行

取扱金融機関は、融資制度の要件の確認・審査を行い、融資を実行します。また兵庫県融資制度の場合は、信用保証協会の審査も行われます。

事業者 補助金の交付申請(融資実行後30日以内)

信用保証料補助金(兵庫県融資制度のみ)、利子補給金の交付を希望される中小企業者等で**兵庫県融資制度のご利用者は民間金融機関を**経由して、**日本政策金融公庫のご利用者は直接**、市に補助金交付の申請をしてください。

【必要な書類】

- ① 新型コロナウイルス対策融資支援補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 取扱金融機関から発行された返済予定が分かる資料の写し(融資償還明細書など)
- ③ **【兵庫県融資制度のみ】** 信用保証料の額が確認できる書類の写し(信用保証協会が発行した信用保証決定通知書など)
- ④ **【日本公庫のみ】** 融資の実行額が確認できる書類の写し(日本公庫が発行した貸付契約(借用証書)の写し)
※「国民生活事業」又は「中小企業事業」によって提出が異なります。必ず事前に商工観光課又は養父市商工会(☎079-662-7127)に御確認ください。

【兵庫県融資制度のご利用者】

【日本公庫のご利用者】

金融機関 申請書等一式を市に提出

民間金融機関は、事業者から提出された申請書等一式に副申書を添えて、市に提出します。

【必要な書類】
※事業者様が準備する書類はございません。
① 副申書(様式第2号)

養父市 補助金交付申請の審査・交付決定

市は提出された補助金申請書等を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定の通知をします。

《右の「信用保証料補助金・利子補給金の請求」に続く》

信用保証料補助金・利子補給金の請求

《左の「補助金交付の申請の手続き」から続く》

《信用保証料補助を請求する場合》初回1回限り

事業者 市に信用保証料補助金を請求

市から補助金交付決定の通知を受けた中小企業者等は、市に速やかに信用保証料の補助金を請求してください。

【補助金の請求時期】
補助金交付決定の通知を受領後、速やかに請求書を提出してください。

【必要な書類】

- ① 新型コロナウイルス対策融資支援補助金請求書(様式第4号)
- ② 信用保証料の支払いが確認できる資料の写し
- ③ 養父市以外から信用保証料の補助を受ける場合は、当該補助の額が分かる資料の写し

養父市 信用保証料補助金の交付

市は請求書の受領後、40日以内に指定口座に振込により、信用保証料補助金を交付します。

《利子補給金を請求する場合》融資実行日から起算して5年間

事業者 市に利子補給金を請求

市から補助金交付決定の通知を受けた中小企業者等は、1月から12月までに支払った利子額に対して、市に利子補給金を請求してください。

【利子補給金の請求時期】
毎年2月末日までに

【必要な書類】

- ① 新型コロナウイルス対策融資支援補助金請求書(様式第4号)
- ② 利子額証明書(取扱金融機関が発行したもの)
- ③ 養父市以外から利子補給の給付を受ける場合は、当該利子補給の額が分かる資料の写し

養父市 利子補給金の交付

市は請求書の受領後、40日以内に指定口座に振込により、利子補給金を交付します。

